

大会運営でのJARL制定「ARDF競技の実施方法」との適合性チェックリスト

基準凡例 : 適用遵守規定 : 適用が望ましい規定 - : 規定されていない

項目		条文	基準	判定
地域	競技地域の高低差は200mを超えていない	1-4		
	競技者の身体に害を与えるような危険な場所でない	1-4(1)		
	通常の方向探知に支障のあるものがある場所でない	1-4(2)		
TX設置	各TX間は地図上直線距離で400m以上離れている	2-1(1)		
	各TXはスタートから地図上直線距離で750m以上離れている	2-1(1)		
	ビーコンは各TXから地図上直線距離で400m以上離れている	2-1(1)		
	ビーコンはスタートから地図上直線距離で750m以上離れている	2-1(1)		
	スタート-全TX経由-ゴールの地図上直線距離は5~10kmである	2-1(2)		
	ポスト(三角柱)はTXから4m以内に設置してある	2-1(5)		
	ポストは紅(オレンジ)白の三角柱である	2-1(5)		
審判員	TX設置場所には誰もいない	2-1(4)		
	審判員はTXから十分離れた場所に隠れている	2-1(4)		
	審判員は腕章や記章等を付け識別できるようにしている	6-2		
競技用地図	縮尺は2万5千分の1以上である	3-3(2)		
	スタートとビーコン位置が明示してある	3-3(2)		
	磁北が明示されている	3-3(2)		
	縮尺またはスケールが明示されている	3-3(2)		
	給水ポイントを設ける場合は位置が明示されている	3-3(2)		
	耐水性がある	3-3(2)		
配布	縮尺1~1万5千分の1のオリエンテーリング用である	3-3(2)		
	耐水性があるチェックカードまたは探索証明器具を配布	3-3(1)		
スタート地区の掲示	競技者を識別できるゼッケンを配布	3-3(3)		
	TXとビーコンの周波数が掲示してある	4-1(1)		
	競技制限時間(100~140分)が掲示してある	4-1(2)		
	競技用地図の地図記号の凡例が掲示してある	4-1(3)		
	各競技者のスタート時刻が掲示してある	4-1(4)		
	三角柱と探索証明用の記録器具の見本が掲示してある	4-1(5)		
	救護場所が掲示してある	4-1(6)		
	その他審判長が特に必要と認める事項が掲示してある	4-1(7)		
	M60とW50の探索対象の3個のTX番号が掲示してある	5-1(9)	-	
	主催者が定めた競技実施方法が掲示してある	9(11)	-	
注 前2項の掲示義務は明文化されていないが、競技者に周知が必要な事項であるので審判長が特に必要と認める事項として掲示することが好ましいと思われる				
スタート	スタート走行コースの長さは50~250mである	4-5		
	走行コース出口はスタートラインから見えない	4-5		
	走行コースはM21・W19・21・35・50とM19・40・50・60に分けてある	4-5		
	スタートグループ編成は各クラス1名である	4-6(1)		
開始決定	受信装置保管が完了してからTXとビーコンを送信開始する	2-3(5)		
	各TXの電波がスタート位置で受信できる	2-2(5)		
	各TXの送信切替時間の誤差は5秒以内である	2-3(3)		
	競技者がスタート時に第5TXが送信開始するタイミングである	4-6(3)		
ゴール	ビーコンはゴール走行コース入口に設置してある	2-3(4)		
	ゴール走行コースの長さは50m以上ある(上限なし)	5-4		
	ゴール走行コース入口の幅は10m以内である	5-4		
	ゴール走行コースは全区間をテープ等で明示してある	5-4		
競技結果と表彰	ゴール走行コース最後の20mは直線である	5-4		
	競技結果に競技者の氏名が記載されている	7-2		
	競技結果に競技者のゼッケン番号が記載されている	7-2		
	競技結果に競技者の競技所要時間と探索数が記載されている	7-2		
	競技結果に失格した競技者の失格理由が記載されている	7-2		
	審判長への異議申し立ては競技結果発表後10分間としている	7-5(1)		
	裁定長への再異議申し立ては異議判定後5分間としている	7-5(2)		
競技参加者数に応じて表彰する人数に合致している(2位~6位)	7-4(1)			
注 前項の規定は全日本大会と地方大会に対するもので、他の大会は自由に設定できる(7-4(3))				